

薩摩川内市には転入者を対象とした助成制度があります。



新幹線通勤定期購入補助／新幹線通学定期購入補助

【補助対象】

下記の①～⑥の要件をすべて満たし、定期券の通用開始から4カ月以内に申請できる方が対象となります。

- ① 令和5年4月から令和8年3月末までの転入者
- ② 転入日前3年、後1年を経過する日までに、住宅を取得した方
またはその同一世帯員
- ③ 転入日もしくは住宅を取得した日のどちらか遅い日付から数えて、3年を経過する日までの間に新幹線通勤・通学定期券を購入し、通勤・通学をしている方(川内駅を利用区間に含む定期券が対象となります)
- ④ 1ヶ月あたりの新幹線通勤・通学定期券購入額から、勤務先より支給された通勤手当額(1ヶ月分)または学校等の通学補助額(1ヶ月分)を差し引いた金額が、補助金額以上となる方
- ⑤ 市税等の滞納のない方 ⑥ 自治会に加入した方

【補助金額】 補助金額は、各駅(川内駅からの営業キロ)により異なります。

主要駅(営業キロ)	補助額/月
鹿児島中央駅、出水駅、新水俣駅、新八代駅(100km未満)	1万円
熊本駅、新玉名駅、新大牟田駅、筑後船小屋駅(100km以上200km未満)	1万5千円
久留米駅、新鳥栖駅、博多駅(200km以上)	2万円

【申請書類】 申請に際しては、下記の書類が全て必要となります。

書類の名称	左の書類の問合せ先
交付申請書※	薩摩川内市役所 (企画政策課・各支所・甑島振興局・各サービスセンター)
住民票の写し(世帯全員のもの)	薩摩川内市役所 (市民課・各支所・甑島振興局・各サービスセンター)
住宅を取得したことを証明する書類 (建物登記事項証明書または建物所有者となったことを証する書類)	法務局等
就労証明書／在学証明書	お勤め先／学校
滞納のない証明書※	薩摩川内市役所 (税務課・各支所・甑島振興局・各サービスセンター)
新幹線通勤・通学定期券の写し※	申請者本人所有
請求書※	薩摩川内市役所 (企画政策課・各支所・甑島振興局・各サービスセンター)

- 1回目(年度が変わって最初の申請を含む)・・・上記すべての書類が必要
- 2回目以降・・・※印が付いている書類が必要

【注意事項】

- 申請書は郵送では受け付けておりません。窓口にご持参ください。
- 令和2年4月～令和5年3月末までの3年間に転入された方に対しては、旧制度の補助内容にて、転入後3年間の申請期間が適用されます(※新幹線通学定期購入補助は適用しません)。
- 転入後に購入された定期券のみ補助の対象となります。
- 各添付書類は3ヶ月以内の取得日のものをお願いします。
- 新幹線通学定期購入補助は令和5年4月1日以降購入分に限りです。

Q&A

Q、申請書の申請者はだれでもいいの？

A、申請者は、転入者かつ新幹線通勤をしている本人となります。

Q、2回目以降は申請しなくても補助金の交付を受けられますか？

A、その都度申請していただき、申請があった分についてのみ補助金を交付します。
なお、通用期間の初日から4ヶ月以内に申請すればよいので、1ヶ月定期を利用されている場合、4ヶ月分をまとめて申請することができます。



！注意！

定期券を更新する場合、古い定期券は購入駅において回収されます。必ずコピーをとっておいてください。

■お問合せ先 薩摩川内市 未来政策部 企画政策課内 定住支援センター ☎フリーダイヤル0120-420-200(直通)